

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (目標) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を58.4%から<u>67%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 <u>法第5章</u>の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [事業主体] ・境町 [施設の種類] ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型) [事業区域] ・公共下水道 境町長田地区</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (目標) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を58.4%から<u>65%</u>に向上)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 <u>法第4章</u>の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [事業主体] ・境町 [施設の種類] ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型) [事業区域] ・公共下水道 境町長田地区</p>

新		旧	
・農業集落排水施設	境町静地区	・農業集落排水施設	境町静地区
・浄化槽（個人設置型）	境町全域（公共下水道・農業集落排水事業の区域を除く）	・浄化槽（個人設置型）	境町全域（公共下水道・農業集落排水事業の区域を除く）
[事業期間]		[事業期間]	
・公共下水道	平成 17 年度～21 年度	・公共下水道	平成 17 年度～21 年度
・農業集落排水施設	平成 17 年度～21 年度	・農業集落排水施設	平成 17 年度～21 年度
・浄化槽（個人設置型）	平成 19 年度～21 年度	・浄化槽（個人設置型）	平成 19 年度～21 年度
[整備量]		[整備量]	
・公共下水道	φ 100～250 <u>6,959m</u> (うち、単独 1,269m) (うち、国費 5,690m)	・公共下水道	φ 100～250 <u>5,560m</u>
・農業集落排水施設	φ 100～250      9,615m (うち、単独 1,147m) (うち、国費 8,468m)	・農業集落排水施設	φ 100～250      9,615m
	処理場      2ヶ所		処理場      2ヶ所
・浄化槽（個人設置型）	30 基	・浄化槽（個人設置型）	30 基
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道長田地区で <u>710 人</u> 、農業集落排水施設静地区で 3,760 人、浄化槽（個人設置型）で 213 人。		なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道長田地区で <u>532 人</u> 、農業集落排水施設静地区で 3,760 人、浄化槽（個人設置型）で 213 人。	
[事業費]		[事業費]	
・公共下水道	647,000 千円 (うち、単独 123,000 千円) (うち、国費 262,000 千円)	・公共下水道	647,000 千円 (うち、単独 123,000 千円) (うち、国費 262,000 千円)
・農業集落排水施設	2,351,340 千円 (うち、単独 196,000 千円) (うち、国費 1,077,670 千円)	・農業集落排水施設	2,351,340 千円 (うち、単独 196,000 千円) (うち、国費 1,077,670 千円)
・浄化槽（個人設置型）	10,467 千円	・浄化槽（個人設置型）	10,467 千円

新	旧
(うち、国費 3,489 千円)	(うち、国費 3,489 千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計 3,008,807 千円</li> <li>(うち、単独 319,000 千円)</li> <li>(うち、国費 1,343,159 千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計 3,008,807 千円</li> <li>(うち、単独 319,000 千円)</li> <li>(うち、国費 1,343,159 千円)</li> </ul>
<p>5-3 その他の事業 (略)</p>	<p>5-3 その他の事業 (略)</p>
<p>6. 計画期間 (略)</p>	<p>6. 計画期間 (略)</p>
<p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)</p>	<p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)</p>
<p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>	<p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p>